石橋　俊一　高橋　俊秀
山田　義雄　油利木萬明

正六位に叙する（各通）
入谷　正義　熊谷　傳美
高橋　英機　津田　嘉明

従六位に叙する（各通）
猪飼　昭作
高田　憲之　橋本　清志

正七位に叙する（各通）
今井　貞雄　佐々木　実

従七位に叙する（各通）（以上十一月二日）
鈴木玄八郎

従四位に叙する
岩田　義弘

従五位に叙する
西部　博俊

正六位に叙する
岩田　薫夫　大前惠一郎
河田　治男　松田　實

従六位に叙する（各通）
矢澤　秀利　山本　勝美

正七位に叙する（各通）
高橋　由雄　野倉　徳厚　三浦　勝由

従七位に叙する（各通）（以上十一月三日）
田村　禎章

正六位に叙する
伊藤　治男　奥出　謙之
野村　治　平松　正
松尾　實

従六位に叙する（各通）
大塚　三郎　船山　雅彦
三好　忠雄　油座　敬二

正七位に叙する（各通）（以上十一月四日）
須藤　正彦

従三位に叙する
綾田　芳彦

従六位に叙する（各通）
大高　俊幸
野間口直躬
水落　高治

正七位に叙する
小野　聰

従七位に叙する（以上十一月五日）
笠間　主計

高柳　丈

伊藤　光男
橋本　清志

春原　良雄
山根木康之

岩田　義弘

西部　博俊

柿崎　末弘

吉平　博彦

三浦　勝由

中田　英治
福井　基雄

下村　俊胤

中西　秋忠
脇田　敏郎

（鹿児島県警部）
従六位に叙する（各通）
池田　英明

従七位に叙する（以上十一月六日）
鈴木　勝美

従五位に叙する（各通）
稲荷　亨　入江　稔　西岡　幹雄
平澤　忠久　古田　孝男

従六位に叙する（各通）（以上十一月七日）

○叙勲

四戸　勝美

旭日単光章を授ける（十月三十一日）
植原　延夫

旭日双光章を授ける（十一月二日）
浦澤　規裕　宮地　正樹

瑞宝小綬章を授ける（各通）
久信田茂夫
石井　英男
永山　道夫
澤栗　利隆

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐々木　博
渡部　正利

（新潟市公立学校長）
及川　嵩
捧　俊夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十月三十一日）
上田　和秀
西森　昭夫

瑞宝小綬章を授ける（各通）
岩間　正直
葛城　正賀
福田　英彦

池田　俊一
島並　周治
長谷川滿雄
丸林　哲郎
山形　精一

瑞宝双光章を授ける（各通）
小林　永生
山口　正巳

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月一日）
松浦　武司　横須　敏

瑞宝小綬章を授ける（各通）
伊藤　光男　熊谷　傳美
高橋　俊秀　高橋　英機
橋本　清志　山田　義雄

油利木萬明

瑞宝双光章を授ける（各通）
野沢　政博

瑞宝単光章を授ける（以上十一月二日）
岩田　義弘　西部　博俊
原　敬次　松田　實

高橋　由雄

瑞宝単光章を授ける（以上十一月三日）
大宮兼四郎　中田　英治
船山　雅彦　三好　忠雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（十一月四日）
白石　正信　高橋　昇

瑞宝単光章を授ける（各通）（十一月五日）
（鹿児島県警部）
脇田　敏郎

瑞宝単光章を授ける（十一月六日）
平澤　忠久　藤崎　章彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
古田　孝男

瑞宝単光章を授ける（以上十一月七日）

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

落合　功　藤井　新治　戸田　弘幸
冨山　剛　冨山香代子　大橋ゆふみ
原　照雄　斉藤　満　河本　英典
佐藤　源貞　青木　光子　中井　雅子
葭田　秀夫　高岡　浩志　齊藤　澄子
大竹　亮一

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

佐々木ヒサ子　山中　建生　寺島八千代
安藤　照代　三平三千代　石田　茉莉
山澤　哲　山澤　早苗　山澤　俊
長崎　玲子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

水野　正子　中嶋　蓉子　青木　拡憲
駒崎　敏郎　住吉　滿　上岡兼千代

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

藤沢　昭和

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

高木　郁太

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

松原産業株式会社
塚本重機株式会社
田中産業株式会社
綾羽株式会社
マリンフード株式会社
株式会社丸仁ホールディングス
ユアサエムアンドビー株式会社
株式会社西村組
株式会社ビーライン
石塚建設興業株式会社
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
北星運輸株式会社
坂口電熱株式会社
株式会社ハウスホールディングス
株式会社ブンリ
帝國製薬株式会社
株式会社阿波銀行
本州建設株式会社
中日防災株式会社
株式会社サン・ビック
株式会社日進製作所
株式会社まつや

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年十一月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故栗田トシ子遺族　栗田　肇

褒章条例第六条により褒状を授ける